

岩手県告示第9号

銃猟禁止区域の区域及び存続期間の変更（平成13年岩手県告示第802号）で告示した川井村小国銃猟禁止区域の区域の表示を次のとおり変更した。

平成22年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の川井村小国銃猟禁止区域の区域の表示 宮古市地内の電話ケーブル線川井・小国間中継光ケーブルL5-14号柱からL11-21号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域